

申請書類などへの押印省略を開始します

市が作成している申請書類などへの押印を省略し、市民の皆さんの手続きの効率化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、行政手続きのオンライン化をしやすい環境づくりを進めます。

1 押印省略の開始時期

令和 3 (2021) 年 1 月 1 日～

2 押印省略に向けた手続き

- (1) 市の条例などを根拠としているもの
12 月市議会定例会議で改正条例を提案します。
- (2) 法律、国の通知、県の条例などを根拠としているもの
国や県が根拠規定を改正した手続き、または押印が不要であるという認識や手段が示された手続きを順次省略します。

3 市単独で押印省略が可能な件数（見込み）

戸籍謄本・抄本の交付請求書や各種補助金交付申請書など約 1,700 件（10 月末時点）

